## 競争性のない随意契約に係る情報の公表(運用委託等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結 した日 (更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の区分			
									公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	備考
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式アクティブ・I)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 野村アセットマネジメント(株) 東京都中央区日本橋1-12-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していな い。	-	ı	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資—任契約 (外国株式アクティブ Ⅱ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 野村アセットマネジメント(株) 東京都中央区日本橋1-12-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していな い。	-	-	-	1	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式アクティブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アセットマネジメントOne(株) 東京都千代田区丸の内1-8-2	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ選定に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していな い。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式アクティア)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.6.22	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント(株) 東京都港区赤坂2-11-7	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ遷定に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していな い。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定

## 競争性のない随意契約に係る情報の公表(運用委託等)

		契約を締結						再就職の役員の数	公益法人の区分			
契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	した日 (更新日)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	()	公益法人の 区分	国所管、 都道府県 所管の区分	応札・ 応募者数	備考
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式パッジブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(株) 東京都港区虎ノ門1-23-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を考慮りうえ選定に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 にととから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式ペッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 ブラックロック・ジャパン(株) 東京都千代田区丸の内1-8-3	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうる運気に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していない。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式ペッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 アセットマネジメントOne㈱ 東京都千代田区丸の内1-8-2	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を書慮のうる運気に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したとから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していない。	-	-	-	1	1	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式ペッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三井住友信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を書慮のうる運気に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したとから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していない。	-	-	-	1	1	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資ー任契約 (外国株式ペッシブ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-5	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を書慮のうる運気に至ったもので ある。以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したとから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していない。	-	-	-	1	1	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 ・投資一任契約 (外国株式パッシフ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.1	日本マスタートラスト信託銀行(株) 東京都港区浜松町2-11-3 (株)のそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	本件については、当初契約時において年金積立金の管理及び 運用に関する具体的な方針に基づき公募を行い、厳正な評価を 経て、さらに運用受託機関構成を考慮のうえ遵定に至ったもので ある、以降毎年度総合評価を行い、運用能力に優れ運用受託機 関構成の維持のため引き続き運用を継続させる必要があると判断 したことから、既契約書における更新条項により契約を継続したも のである。	運用受託機関ごとの運用 資産額が決定していない ことから、設定していな い。	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 (国内債券パッジブ I)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区晴海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託 契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理 を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項により契約を継続したものである。	資産額が決定していない	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 (国内債券パッンプ II)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区睛海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託 契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理 を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項によ り契約を継続したものである。	連用質座観が伏疋してい	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
・特定運用信託契約 (国内債券パッジフ゛Ⅲ)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区晴海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託 契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理 を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項によ り契約を継続したものである。	理用質性観が伏足してい	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定
·特定運用信託契約 (物価連動国債)	年金積立金管理運用独立行政法人 理事 水野弘道 東京都港区虎ノ門1-23-1	H30.4.3	資産管理サービス信託銀行(株) 東京都中央区晴海1-8-12	本件については、業務方針に基づいて行う自家運用に係る信託 契約であり、事務処理の安定性、継続性の観点から引き続き管理 を継続させる必要がある。よって、既契約書における更新条項によ り契約を継続したものである。	連用責座銀が伏足してい	-	-	-	-	-	-	契約金額は、 支払金額につ いて別途公表 予定